鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会・第４回第１部会会議録

日時　平成24年10月４日（木）13：30～15：30
場所　鳥取市役所本庁舎4F第２会議室
出席　森田委員（部長）、坂根委員、松井委員、今度委員、鄭委員(欠席)、一盛委員(欠席)、
人権政策監、人権推進課長補佐、人権推進課係長、人権推進課主任

部会開会（13：30）

開会

部長　ただいまから第１部会を開会します。前回でおよその意見はいただき、事務局の方で修正なりまとめをしていただいております。したがって、部会としては今回で最後としたいと思います。それでは、事務局の方でまとめていただきましたので、６の外国人の人権問題のところから始めます。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局　それではご説明いたします。まず４ページですが、外国人の人権問題ということで、先回、真中の欄に、委員からアンダーラインを引いた表現がよいのではないかということで、右側のとりまとめのところに書かせていただいております。それから、その下の真中のところで、ヒアリングの結果は削除するということでしたので、取りまとめ案として右側を削除しております。次に５ページになりますが、施策の推進方針が４項目ございます。４項目の中に、意見として真中の経過等説明のところに、外国人の児童・生徒への学力ケアに関することを盛り込むという意見がありましたが、教育委員会と話をしまして、実際に各学校で、放課後に特別に授業を行って個別対応しているということを聞きました。今後もそのように対応していくとのことです。「外国人児童生徒への語学をはじめ学力向上に配慮し、また～」というところを追加いたしました。変った部分はそこでございます。外国人の人権問題につきましては以上です。

部長　前回の意見に対して、５ページは一番右のアンダーラインのようにまとめさせていただいたということでございます。それから現状と課題の方は、アンダーラインはないけれども、委員さんの意見のとおりに、まとめていただいております。こういう形でよろしいでしょうか。

委員　４ページ下の経過説明のところで、「8/23削除以外同じ」とありますが、ここはどうして削除でしたか。表現は変えないといけませんが、言語の文化の違いから生じる問題はあると思います。内容は削除ではなく、すべての表現の仕方を変えるということではなかったですか。その時の事務局説明では、ヒアリングのところは削除ということで全部会統一されるとのことでしたが、協議の過程で内容によって残すものはあるのではないかと。ただし、ヒアリングの関係で伺いましたという表現はおかしいと。だからこういう語尾なりを変えるという事が必要ではないかと話をしたと思うのです。

部長　せめて、「～うかがわれます」ということでは。

事務局　　会議録をまだ送っていないですが、封筒に準備しております。「伺いましたが～あります。」という表現でしております。

委員　　削除ではなく、検討が必要であると私は書いています。

部長　　統一的にヒアリング調査のところを削除したということですが、全部消すのではない。問題がみとめられるとか、あるとか、そういうことでよろしいですか。そういうことで訂正してください。その他、外国人の人権問題についてはよろしいですか。

委員　　質問です。５ページの施策のところで、今日出された事務局案の（２）の二つ目の○です。下線部分、外国人児童等の「等」の意味するところは。

事務局　　児童生徒は小中学校で対応しているというのが、教育委員会の説明としてありましたが、問題として、子どもの方は上手くなるのですけれども、お父さん・お母さんはそのような機会がないということで、「等」をいれました。先回も語学の話で、江山や中央の人権福祉センターで働きかけているということがありました。アクションとして、そういうお父さん・お母さん方に対する語学研修等の機会ができないかということで、市民団体の方にも働きかけています。そういったことで、お父さん・お母さんも含めて「等」としております。

委員　　それが問いたかったところなのでわかりました。

部長　　よろしいですか。それでは、はじめの同和問題に戻りましょうか。

事務局　　先回、対案を出すということで、このような考え方でするということを説明させていただきましたが、今回、右の方に事務局再提出の案を出させていただきました。アンダーライン部分が変わったところです。

はじめに、（２）現状と課題で、上の４行「地域との格差はおおむね解消されました。」は変わりません。以降が、平成２３年２月に行われた県の人権意識調査から記述したものです。はじめに、数字で２３年と１７年を比較して、良くなったことを最初に書いています。その数字自体のとらまえが、その数字をもって良くなったのかどうかという議論はあるのですが、数字だけにおいて結論的に「人権に対する意識の高まりの傾向がみられます。」という表現をしています。質問は、「部落差別の現状についてあなたはどう思われますか。」ということで、全県と鳥取市との数字の比較があり、「解消されていない。」と減少しておりますので、傾向があるというようにしております。２ページの方は、「いわゆる結婚問題についてどう考えているか。」というところで、「子どもの意思を尊重する。」というところが増加していましたので、解消の傾向はみられるという表現をしています。しかし、「習慣や制度等のしくみにより不合理な格差が存在している。」という問いについては、土地差別についてはなお忌避意識が残っているところがありますので、そこについては実態を書いて、さらに、人権福祉センターの相談件数を表した上で、相談の増加傾向、職を求める方、生活困窮の増加がありましたので、そこを表しています。それから、落書きや戸籍不正取得、同和地区に対する問い合わせ、インタ

ーネット上の地図の問題とかがあって、そのことが差別を助長する状況にあるということを書いています。あわせて、同和問題は日本固有の人権問題ということを入れさせていただいて、結論的には行政の責務はもとより、市民一人一人が主体的に人権問題の重要な課題であるという理解に基づいて取り組む必要があるということで、現状と課題を、県の意識調査と人権福祉センターの相談から、ここ数年起こっている落書き、戸籍不正取得、問い合わせ、地図の問題などで書かせていただきました。

次に３ページになりますが、施策の推進方針は、項目を３つにしています。まず一番上のところですけども、「同和問題に対する正しい認識と理解を深めるため、市民団体や企業等と協働して　人権教育・啓発を推進するための研究をおこないます。」というところで、委員から制度や研究ということがありましたが、研究は行いたいとしています。２番目は、人権福祉センターでは、事業として相談、地域交流、地域福祉事業について行っていますが、引き続き充実して地域住民の支援並びに同和問題の解消を図るということ。それから、相談体制は、関係機関と連携を図って、人権侵害の予防及び被害者に対する支援を行うという３つにまとめています。個別にいいますと、委員からの同和問題生活実態調査の実施については、しないという方向です。人権意識調査の実施は平成１７年に行っておりますが、これは１０年スパンで行っており、予定として今度は２７年になります。総合計画との関連で、２６年度実施予定を実施計画の中では考えています。それから、土地差別に対する実態調査は、実態把握という部分ではなかなか市だけでは難しいということもあり、県と連携して取り組むということでございます。そういうことで、だいたい３つにまとめさせていただいたのが、市の方の案として再提出したところです。

部長　　まず１ページ。県の調査結果を引用して、そこに現状としたということだが、ここについてはどうですか。

委員　　納得ができません。まず一つは言葉の使い方ですが、「部落問題」で行こうということでしたけど、終始「同和問題」という記述になっています。それと、平成２３年の県人権意識調査を活用するのは構いませんが、この項目をどうしてここで使ったのか。私は、生活実態と意識の問題と、差別事件等という形で、現状のところに記述しております。しかし、県の意識調査の中で意識面ということを中心とした項目を取り上げておられます。もちろん県の意識調査ですから、ある部分意識というところが前面に出た調査結果になっていると思いますが、ただ生活実態というところでは、どうなのか。大きな問題点がそれです。そこからもっと具体的にいうと、この１ページ目の「同和地区の生活環境や就労面の格差を解消したが、同和地区の人々に対する差別は解消されていない。」という回答が何%、何%、・・・。なぜこれが、人権に対する意識の高まりの傾向になるのでしょうか。同和地区の人々に対する意識を聞いて、それが減少しておれば差別がない、解消されていないということがあれば、なぜ人権意識の高まりという傾向が見られるという結論になるのか、これは理解ができません。ここは、同和地区に対するというところですよね。なぜ人権意識の高揚なのですか？人権とはどれも人権ですよ。どの分野も。

事務局　　人権というのではなく、例えば部落差別とか同和問題というように文言を書いているのですけれども。

委員　　いいえ、だからそこを教えてください。どうしてここに人権の意識の高まりという表現にしたのか。

事務局　「解消されていない。」という問いに対して、数値が下がっているので、調査方法の集団の捉えもあるのですけれども、数値が減少しているので、見方としては意識が高まっているのではないかということです。数値が下がっているという意味合いです。

委員　解消されていない、で数値が高まる、ということはどういうことなのでしょうか。

事務局　「解消されていません。」という人が多ければ、差別の意識はあるのですけれども、低ければ解消されてきているという逆読みです。

委員　解消したという人が多くなっているから、ということですよね。はたしてそうなのかな。もう一つは、県が行った人権意識調査の中では、「あなたが社会にある格差の中で、どういうものが一番多く不合理なものとして残っていますか。」という問いで「同和問題」、「障がい者」と続きます。また、「社会的にある意識の中で、どういう差別意識が残っていますか。」ということでも、「同和問題」であるとか、「障がい者問題」と出ます。そういう項目もありました。では、なぜこの項目をここに選ばれたのですか。

事務局　数値の上げ下げです。前提として、ここの問いについては、いろいろな事業やってきて、前段に書いているように、「生活環境面は～」という質問があって、「なお差別は解消されていません。」という問いに対して、数値は下がっているということにおいて。

委員　これだったら、だから、差別意識も改善傾向が見られるから、もう差別はなくなりつつあるのではないかということがいいたいことでしょう。でも、私は違うと思うのです。ここになぜこの項目をもってきたのか意図がわからない。

事務局　意図は、市の方針としてするのに、はじめに否定で入るのではなく。

委員　ここは市の方針ですか。

事務局　現状ですけれど、傾向を読み取って、現状を理解していくうえで、肯定から入って、だけど問題があるという書き方にしているということです。それで、委員がおっしゃった、いろんな差別があるという部分は、「しかし～」のところに書いていて、「県内において習慣制度などにおいて」で一番にきているのは「同和地区の人々に対する差別」という回答になっているということで、はじめの前段は、いい傾向というふうな捉え、さらに平成２３年４月に行われた２ページの「また」傾向のところの、これは数値から見たいい傾向になったところ。だけども、ここから問題提起で、「不合理な点は何ですか。」という問いについて、一番に「同和地区の人々に対する差別」がきている。これは数値的には１７年度よりは上がっているのです。さらに、今回は１７年にはなかった調査として、土地差別を中心にしたことが聞いてあって、これはなおかつ、まだ忌避意識はあるという結論になっている。ですから書き方として、肯定面の数値を入れて、次にそうはいってもこうだよという問題提起、そし

て実態として鳥取市が行った相談業務であるとか、いままであった差別落書き、問い合わせ、インターネットの問題を入れて、さらに組み立てとして、同和問題の解決には引き続きとりくまねばならないという書き方にしています。

委員　　わかりました。差別はなくなったとは思っていないけれど、書き方の問題、手法の問題としてこういう導入の仕方をしたということですね。

事務局　　肯定から入った方が読みやすいということです。

委員　　そういう手法でこういう書き方をしたのだということで、それは理解をしました。ただし、その項目について、私は先回も鳥取県人権局にもいったのですが、この見方、調査の項目がとても難しいのです。なぜかというと、これは一項目だけ取り出されておりますけれど、様々ありました。項目が４・５つあって、それをどう読み解くかということでは、かなり難しさがあった項目でした。そしてもう一つは、ここに書かれている同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消されたと書いてあるが、実際その実態さえも知らされていない人が記入をするという調査なわけなのです。そこがどれだけ実態を反映した回答になっているかというところでは疑問があります。だからこそ、この項目をはたして採用していいのか、というところで私は疑念があるのです。そういうところでの一番はじめの質問だったと訂正していいなおします。そういうことがあったので、この項目自体をつかうのがどうなのかということです。

事務局　　問いの前段のところで、いってみれば、では、だれがどのように判断するのかというところですね。確かに。

委員　　この間に、生活実態とか教育面の実態なんて明らかになっていないです。それともう一つ、人権に対するというところですが、これは項目としたら、部落問題、ここでいうと「同和地区の人々に対する差別意識は～」という表現でないでしょうか。ただ一番の前提は、先ほどいいましたように、繰り返しますが、この調査項目自体がとてもあやふやな項目なので、これを引用することがどうかという疑念を持ったということです。

二つ目の質問です。２ページの３段落目の真中あたりから下です。「さらに人権福祉センターの相談では」とあります。人権福祉センターそのものは、鳥取市全域ですね。これは市民全体を網羅した相談案件ですね。とすれば、はたしてここが部落問題の現状と課題なのか。これも疑問を感じたところです。

事務局　　一般ですけども。

委員　　仕訳がしてあって、そこでわかるものであれば、それでいいが、仕訳がしてなくて、大まかな傾向という状況ですか。

事務局　　地区の人か、そうでないかは、住所見てもわかりません。

委員　　住所見てもわかりませんが、人権福祉センターの方は、ほぼ大体わかるのではないですか。もう法律はないですが、今までの同和対策事業を実施してきた地域を同和地区とするのであれば、その関連地域ということでいうと、本来は仕訳ができる業務ですよね。しかし、そこまではしていないと思います。私の感覚ですけれども。

事務局　　それはしていないと思いますが、相談から読み取るということなのですけども。

委員　　そうであれば、例えば、こういう実態を明らかにするということでいえば、個人情報審議会等にかけて、行政データで用いることができるところは用いた方がいいのではないですか。

部長　　被差別当事者の生活実態が、市民全体を対象とした調査なので、ぼんやりとしてくる、はっきりとしないということですね。しかも、県の意識調査の中は、当事者に対する意識の結果ではないですね。そのような、全体意識面の結果を引用しているところがどうなのかという意見ですね。確かに、数字が減っておれば少なくなっている、増えておれば多くなっているという表現しかできない訳ですが、問題そのものの捉えが、当事者の実態を捉えたものが曖昧になっているというか、表現されていないということですね。当事者の調査は１７年以降ないですね。

事務局　　地区の実態調査はそれ以降、行っておりませんし、これからもやる予定はないです。いずれにしても一般対策で取り組むしかない。例えば、同和地区の生活実態調査で、下がったところがある場合、その地区を特定しての特別対策しないというのが鳥取市の考え方です。それにあわせて、全体でやっていかないといけないのではないか。それなら、全体の把握でもよいのではないかということです。

部長　　最初に委員がいわれましたが、項目として、同和問題とか同和対策特別措置法はもうないし、同和問題ではなく部落問題といった方がよりはっきりするのではないかということですが、そのあたり市の捉え方はどうですか。

事務局　　タイトルの問題ですね。これは市の方で詰めているわけではないですが、答申の段階では同和問題とさせてもらっています。前回、部落問題といわれたのですが、それはそれとして構わないですが、ただ全体でみたときに、国や県に合わせて同和問題として扱うかもしれません。

部長　　現在の市基本方針策定時では、特別施策は一部残っていたのですね。

事務局　　平成 19 年の基本方針の時には一般対策と明言しています。

部長　　一部残っていませんでしたか。

事務局　　減免は一部残っていましたが、対策という意味では、同和対策特別措置法はありません。

部長　　その辺どうなのですか。部落問題とした方が。

委員　　私がそれをいったのは、同和問題という言葉そのものも、行政施策でつくられた側面もあるということです。しかし、差別でいうと部落差別です。同和差別ではないです。部落問題といった方がいいのではないかということが、全体的な協議の中で進んできて、そういう表記をずっとしてきたというところがあるので、全体会で決めたことを踏まえれば、部落問題と表記すべきでないかということです。

事務局　やがて市の方針になりますので、行政用語としてどうすべきか確認させてください。答申としては書けると思いますが、市の案とするときに、パブコメかける前ですけれども、部落問題というのか、同和問題というのか確認させてください。これまでの、１９年の時にも同和問題と書いております。差別というところから捉えると部落問題ということでしたが、表記としては同和問題ということできている経過もあり、あらためて確認させてください。

委員　　市が出す文書ですから、すべてがここで決定だとは思っていません。しかし、市が文書を出すにあたって、こういう審議会を開いて知恵を出し合おうとしているわけですから、この場ではそういう言葉をつかっていくということが大事ではないかと考えます。

部長　　他の項目は、全部人を差しています。障がいのある人とか。同和という言葉は、政策上今まで同和対策事業があって、同和地区といっているが、同和の人というのはないわけです。これからは、人でいうならば部落の人に対する差別であるとか、あるいは土地の差別をしている問題もあるけども、わかりやすくいえば部落問題だと思う。そういう用語を、行政としてどのように使っていけばいいか考えてもらった方がいいと思います。この度、改訂しようとしているのだから、従来あったからというだけでなく、これからのことを見据えて項目設定すべきだと思います。

事務局　　県とか国とかの行政的な流れを確認しながら考えさせていただきたい。

部長　　せっかくの機会だから、よく考えていただきたい。

事務局　　第１部会の答申案としては、部落問題ということですか。

部長　　よりはっきりするではないでしょうか。

委員　　第１部会というより、全体会で既に話をして既にスタートしている問題だと思います。

事務局　今後の流れとして、部会案をまとめて全体会にかけるということです。
協議会としては部落問題ということですね。

部長　　そうすると、この中身もより具体的にみえてくるのでないかと思います。順番からいって、表現は別として、委員が冒頭にも生活実態から入っているが、事務局案は意識調査から入っているのだけれ

ども、どうなのでしょうか。

事務局　　というよりも、特別対策はしない一般対策でするという方針です。やはり啓発が中心になってくるのではないかと思いますので、啓発面を先にさせてもらいました。実態については、地区の実態ではない、人権福祉センターの相談というのは地区外の人もはいっているのではないかということが委員の意見ですけども、ただ、その中には地区の人も当然あります。こういう事が市全体の相談をとおして、この中でいえるということではないでしょうか。こういう問題があるので、一般対策で、市民全ての人に対しても対策をとっていかねばならないのではないかというのが市の考えです。今、生活実態でいくと、雇用、教育、就労、福祉の問題というのが大きな問題になってきているというのが見えていますので、それに対しては一般対策に工夫をこらして、特に雇用問題等、色々な施策をしておりますので、そういうところでここは置き換えてみてはどうかということなのです。

部長　　過渡期には、一般対策・施策に移行すると、そういう実態がある限りはといういい方できています。移行であれば、そういう実態があるのであれば、どこかで一般対策の中にないといけないと思います。教育啓発ばかりでなく、そういうことも中には完全に解消されたのではないので、考え方の違いかもわからないが、どういうふうに表していくか、最初に意識啓発にひっかかるようなそういうとことから入っていくのかと思うが、差別によって生活が不安定であるというところもあります。

委員　　書き方の順番は、ある部分でいうと、どうでも構わないと思います。もう一つは、生活実態をあらわすものとして、これしかデータ的なものがないというのであれば、それで構わないのかもしれません。しかし、ここにみられた傾向というものは、平成１７年の生活実態調査を見たときに、これは解決されていないということも書くべきではないかと思います。もう一つは、先ほどからの文書の話でなくて、特別対策から一般対策への移行というのは、財源措置がなくなったということだけなのです。もともと同和問題は、過渡的な措置でもなければ、特別な行政施策でもない。本来は、一般施策の中でやられるべき課題であるけれど、実際はそれが特別な財政を裏付けることなしには出来なかったという経過があったのです。それで課題は、特別対策から一般対策へという意味合いだったと思うのです。もう一つは課題をどう見つけて、どうそれを施策化して展開していくかは、具体的な調査でないと課題は見えてこないのではないかと思います。たとえばこういう人権福祉センターの相談であろうと。これがあったから、同和地区の人だけに行うということではないですね。先ほど政策監がいわれたように、そこに見えてきた課題をもとに、全市民に向けて政策を打つのが、一般対策への運用でしょう。そういう観点でいけばいいのではないですか。本来行政データを取ってみたらわかると思いますけれど、生活保護率だって高いはずです。それだけの困窮度があるということは、まだまだ解消されていません。生活保護を受けているというのは、被差別部落の方が率が高いかもしれないが、全市的な施策で、どうしたら生活保護からの脱却ができるのだろうかというのが、様々な施策でうたれているわけですね。もう一つは、どうしたら集中をなくすことができるのかというのが、課題として出てくるという、そこが見えてきたら、どこかに集中することがなくなるのではないかという考え方ができるということです。こういう観点でもあると思うのですね。そういうことが実際は施策の中に位置付けられなければならないというのがわたしの考え方です。

部長　　今の事務局案に、せめてここにはこういうことをという、これを最大限活かしてということにはならないでしょうか。

委員　　県の調査にしろ、この項目で本当にいいのかどうかというところもあるので、今日の案でという訳にはいかないです。やはり修正させていただきたい。

事務局　　県の調査は問いと答えの数字です。コメントをしたものはほとんどありません。どうするかというところでそれなりにまとめたものがあるので、それを提供しましょうか。

委員　　いや、持っています。調査項目やまとめそのものは持っています。

事務局　それと合わせて、鳥取市だけが抜き出されたものがあります。各町村の回答数値データがあります。

委員　　それは追加して下さったらいい。ただ、これは文章で読むと読みづらいですね。図なんかがあると見やすい。文章だけで数字を見るとオロオロしてしまう。パーセントや年号に数字があり、すごく読みづらい。理解しにくい。図が入った方が読みやすい。

事務局　ただ、今の話で１７年の実態と変わらないことは記載すべきではないかということですが。

委員　　変わらないではなくて、１７年の課題が解決されたといえないということがあるということです。変わらないとはいっていない。変わったか変わっていないか調査していないので、はっきりいって判らない。そうでしょう。

事務局　　市の方針にも書いていますが、１７調査だったので・・・。いいたいのはそこなのです。相談は就労・教育でしょうという問題もあるので、こういう問題があるということをいいたかったことで、そういった記述をさしてもらいましょうか。１７年の調査から見えた課題は解消されていないと。

委員　　そう思います。

部長　　もう一度見直してもらえますか。今日で、最後にしましょう。

委員　　はい、２５日がありますからね。

事務局　思いを沢山書いていただいていますが、気持ちは判りますが、少し長すぎはしないかと思います。

委員　　それは、前回承認済みですから。

事務局　ちょっと引っかかりました。話を聞いていて。最初の調査項目は、確かに。

委員　　最初の調査項目は、いらないと思いますよ。

事務局　何か、意識の中にないような気がする。部落差別はありますか、ありませんかみたいなストレートな項目はないでしょうか。

委員　　あります。２ページ目の“しかし”のところの社会の仕組においてにもあるし、もう一つは、“社会的な意識としてどういったものがありますか”というところには、同和問題とか障がい者に対するとか、県は意識と仕組みと分けて聞いている。そういうのでいうと、同和地区の人々に対する差別は５６％あったという項目があったと思います。

事務局　別に差別がなくなったといいたいのではない。啓発して良くはなっているが、まだまだなくなっていないといいたいです。

委員　　歴史的な過程の中では、なくなっていかなければいけないし、そのための取組みをやっている。ただ、無くなった訳ではない状況です。

事務局　また、新たな問題も起きてきています。

部長　　現状と課題のところは、直すところは直してもらう。政策の推進方針のところで、先ほどの説明のように項目を３つにまとめたとありましたが、これでいいでしょうか。含まれているというふうに読み取れるでしょうか。

事務局　先程もいいましたとおり、意識調査というのは、いちいちここに書かなくてもずっと定点観測でやっていくので、これは総合計画に記載されています。土地差別の問題については、また、県とも相談したいし、これは施策のところで個別の問題として入れさせてもらうことで変えさせてもらいたい。これから協議会で、この方針に基づいてどういう施策にしようかと検討してもらう中で、土地差別の問題や、協議とか意見いってもらえたらということで入れさせていただきました。検討会については、啓発の推進と施策制度の研究というのを合わせ技で、１番目に入れているということです。あまり細かい具体的なことを書くと施策になってしまうし、書いていないと逆にしなくていいのかという逆説的なことになります。他に入れておくようなことはありますか。

委員　　私は、項目として実態の把握は残していかなければいけないと思っています。それは条例の中にも書かれています。これは譲れないものだと思っています。土地差別についての調査でいうと、県はこの１０月期に宅地建物協会に依頼して調査するという方向と聞いています。その動向を見ながらの状況でいいかと思いますが、それは個別の課題としてということで情報提供の意味で発表させていただきました。いずれにしても実態の把握はどの項目にもあてはまるものだと思っています。

事務局　総論の方にもあるので、そちらの方で変えさせてもらうということではどうですか。条例も個別ではないですから。全体のことですから総論の方へ持っていくことでどうでしょうか。他の人権課題に

ついてもということです。

委員　　ただ、実態等の把握というのは、基本方針でなく施策ですね。

事務局　そうです。

委員　　その辺は全体会議の中で協議しましょう。私は、基本的な考え方の中にも入っているけど、実際にはどの施策にも共通することなので、本来なら施策の位置づけ、基本施策の位置づけで入れるべきだと思いますけど、その辺はどうしたらいいでしょうか。

部長　　調査・研究をいれるとか。

事務局　　調査・研究ですか。こちらには調査というのは無かったものですから。もう施策・制度となってきているもので、それをいきなりいっても。それで変えるとか。

委員　　部長の意見は意見で、一つの大きな項目だと思います。そこにも関連しますが、今回の２の施策の推進方針のこの文章と、もう一つは次の○、この書き出しの文章で、すごく違和感があります。何が違和感だというと、「同和問題解決のために、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を持つことが必要です」と記載してある。逆読みすると、市民が正しい意識を持っていないため差別があるように感じます。そう捉えられませんか。もう一つもその下もそうです。「同和問題に対する正しい認識と理解を深めるために市民団体や企業等と協同して人権教育・啓発を推進するために」私がいわんとすることは、施策の推進方針というのは、一つにはどうして差別がどんな形であるのかを明らかにし、これをなくすための施策を進めていくことが大きいことであり、そのために、実態を踏まえた啓発のありようとして、市民とか市民団体とか企業等や、学校教育とか社会教育を含め、さまざまな課題や情報提供を図ります。そして、共に啓発活動を進めていきますという感じじゃないかと思うのですが。いきなり「市民一人ひとりが」と来るのに違和感があります。市民だけの問題みたいに捉われるというか、市民だけの問題ととらわれがちというかです。多分、いわんとすることはそうではないでしょうけれど、表記そのものだけを見るとそう感じるのです。

事務局　　逆読みですか

事務局　　そこまで考えてないと思うが。

委員　　たとえば、ここでの私の提案でいうと、部長がいわれるように、調査・研究というのが大きなテーマで、具体的にどういうことをやるのか。具体的施策ではないが、大きな方向性といったらどういうことをやるのか。または教育・啓発の推進でどういう方向性でいくのか。また、相談体制の強化なら強化で、相談体制として具体的にどういうことをやるのか。そういうようなまとめ方の方が見やすい、理解しやすいのではないか。今日の事務局案では理解しにくい。人権福祉センターの相談事業ですけど、相談強化という意味でいうと、人権センターの活用をどのように考えているのですか。

事務局　今、相談が複雑化・多様化してきていて、その場で完結できないことが多いです。それで色々な部署と連携を図っています。保育園の入所であるとか、法律的なこともあって、予算要求も絡めて考えていますが、弁護士相談の回数も含めて、倍増どころかほぼ１０倍に近いような予算要求をしております。併せて、相談を受ける職員の資質をあげるため、専門相談カウンセラーに指導していただくというような取り組みを考えています。

委員　そういうことは大事なことだと思うし、いいことだと思います。そういうことができる体制を人権福祉センターにつくるのですね。そういう人材がいないとできないですよ。

事務局　そこは窓口で統一ということもありうるのですけれども。

委員　ありうるけれど、鳥取市はワンストップを進めているではないですか。そこからつないでいくということを今はやっていますね。そこにそういう力量なり、つなぎができる人が必要だということですね。そしたらそういう体制づくりはどのように考えておられるのですか。

事務局　中央人権福祉センターの方で、職員のスキルアップ研修をしておりますので、それを充実させていくということです。

委員　ただ、私が懸念するのは、人権福祉センターの職員が減らされるということが耳に入ってきています。実際はどうなるのかわかりません。様々なことを聞くものですから、これでほんとに相談機能を強化することが出来るのだろうかとか。人がいなくなったら様々な事業は貸し館業務だけになりますね。そしたら貸館事業だけで、本当に人権福祉センターというものが保てるのだろうかとか、設置目的が遂行できるような状態が保てるだろうかという危惧があります。特に地元の人は、誰もが身近なそういうセンターに行きたいですから。

事務局　そうでもないみたいです。身近なところを避けて遠くのセンターに行かれるようです。

委員　それは問題ありですね。

事務局　それも含めてスキルアップしていくことが必要です。

委員　それはそれで大事なのです。ただ、そういう人が在中できる状況があるかどうかが大事なのではないかということです。貸館になったらできませんね。そういう話があるだけに、私が危惧したのです。より充実したものがいいと思うのです。

部長　相談事業を充実し、地域住民の支援、同和問題の解消・・・個別問題になるけども、相談員は難しい。相当な幅広い知識もってないと。

事務局　一人では対応できないです。色々な問題を持っておられます。相談員というかセンターで完結できない。そのために弁護士・カウンセラーとかにも相談にきてもらうことも考えていますし、一緒に行ってもらっていることもあります。

部長　役所的にいうと、相談者が多かったとか、何回したとかぐらいしかいえないが、問題は相談した人が満足したかどうかだと思う。なにかの調べる方法はないかいっている。アンケートだろうとなのだろうと、本当に相談してよかった、自分の思っていたことが解決できたというような満足度が得られるような相談事業でないと話だけで終わることが結構あるみたいです。中央の運営委員をしていて、そこでいつもいうのだが、自分達が沢山やったからいいというのではなく、相談をかけた人がいかに満足できたか、そこに焦点を当てて対応しなければならないといっている。それは確かに難しいと思う。だが難しいからといってなにもしないのもいけない。たらいまわしにするようなことでもいけないし。本当に力量がある人でなかったら、聞くだけに終わってしまう。ここも、もう少し、視点はこの中でも三つなら三つに多少思いをプラスしたことで整理できるかな。委員案のような項目立てもあるだろうけども。今、実際にやる場合には、もちろんこういうことも含めて、何々はできるし、これはできないということをいっておられたけれども、例えば３項目こういう入れ方していても内容としては含まれているというのが何かの方法で担保できるのですかな。実施にあたっては。ある程度具体性のあるものが加えられないかな。

事務局　加えないといけませんか。細かくなりはしないだろうかと。

部長　そういうわけではないが、この中に入りますよというのが担保できればいいのだが。

事務局　ないからしないというわけではない。逆もある。施策になかったら逆にしなくてもいいのかといういい分も出てくるので、あまり施策になってくるようなことを入れない方がいいと思う。基本方針ですからね。

部長　こういう思いもある人もあるわけだな。施策として、実際にはこういうようなことをやってもらえるという思い。逆に、どこにもこれ書いてないというのもあるけれど。

事務局　やはり時代とともに変化してくるし。

部長　幅広いいい方でいいとは思うが。

委員　元はこの施策基本方針は、主に誰が活用するのですか。そこですよね。では書かれていないことはしないのかという話が出る。じゃあ主に誰が活用するのですか。

事務局　主に、活用するとは。

委員　人権施策基本方針は、私はこんなふうに捉えていたのです。一つは、鳥取市として人権施策をこの

ように進めますよということを市民に知っていただくとともに、実際、人権施策を進めるのは行政ですから、そしたら行政の方が意味をわかって、中身が具体的にこういう取り組みを進めるのだというのがわかるものでなければならない。となった場合に、細かくなくてもいいけれど、ある程度、具体的なもので書かなくてはならないものは書いておくことが必要ではないかということで、私はそういう議論をしてきたつもりなのですけれど。こういう理解でよろしいでしょうか。

事務局　はい。

部長　もちろん行政の方針だから。

事務局　人権施策基本方針ですからね。

部長　どうしますかな。

委員　現状と課題を整理して、そしてまた現状と課題を踏まえて施策が出てくるわけですから、それを含めて一度整理修正をする。

事務局　実務として、事務局案に委員さんから追加してもらって、それを持って部会案とすることでいいでしょうか。

部長　話は大体出た。そういう思いが、十分には書ききれないと思う。さっきいったように逆な発想も出てくる。どういう風に書いてもなかなか難しいのだけども、大方それで職員が見た場合でも、市民が見た場合でも大体理解できるというようなところに。あまり細かくなるのは、詳細の計画ではないので、基本だから。だけど基本から抜けてはこまることは入れとかないと。ということで、委員さん、事務局案ができたら見てもらって調整をお願いします。それでは時間がかかりましたが、次は６ページの個人のプライバシーの方に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局　６ページにつきましては、先回、委員さんから意見をいただいておりまして、ほぼそれに近い形で再度出させていただいております。ほとんど変わっていないです。７ページの方で、○の４項目目です。これは先回、情報政策課の方が、今の規定はこうだということで、これをこちらに置き換えるということでございました。個人のプライバシーにつきましては以上ですが、どうでしょうか。

委員　現状と課題のところの４行目です。「個人の情報が本人の意識がないまま」なのか、「同意がないまま」なのか。結局、流出したということ自体、意識がないということですよね。同意がないまま流出し、流出したことさえ知らされていないという現状があるという状況でしょう。これ意識でいいのですか。

委員　意識というより認識ですかね。

事務局　認識ですか。

委員　　個人情報保護条例の方には、多分本人の同意がないものについては、持ち出してはならないというような、表現があったような気がするのですよ。

委員　　それは行政が扱っている個人情報についてですよね。インターネットの場合は、同意という以前に、同意を求めるか求めないかというようなものはありません。例えば、ホームページを閲覧しただけで、個人情報を抜き取られるというのは、本人に全く認識がない、抜き取られるという事を想定しない状態ですね。

委員　　ここは全体像です。

委員　　意識というのは認識ですかね。

部長　　わかりやすくいえば、知らないうちにということだから認識だな。

委員　　下の段の「そして～」のところからを、私が考えてくるという宿題が、たしかあったと思うのです。ちょっと出来なかったですが、もう少し強い言葉にしたいというわけで。「また他人の個人情報を保護することは」のところをですね、例えば「市民一人一人は、自らの個人情報が自らの人権に関する問題であることを認識し、自らの個人情報を守るという意識をもつことが大切です。個人のプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために、もっとも重要なことです。個人情報の重要性を認識し、人権が守られる社会づくりをするために企業や市民が一体となって取り組む必要があります。」と変えてはどうでしょうか。個人のプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために、最も重要なことです。

部長　　他人のではなく。

委員　　他人のであれ、自分のであれ、個人のプライバシーを保護することは、個人の尊厳の基本ですよね。それをいれたらどうかと思うのです。

事務局　もう一度いいですか。ゆっくりお願いいたします。「そして～」のところの置き換えですよね。

委員　　ちがいます。「そして市民一人一人は～」から「～に意識を持つことが大切です。」は、まだここまでで、その次ですね。「また」のところを全部カットして、「個人のプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために、もっとも重要なことです。個人情報の重要性を認識し、人権が守られる社会づくりをするために」この後は一緒です。校正していただいたらいいですけれど。

委員　　メール等で文書をいただいた方がいいのではないですか。

事務局　よろしくお願いします。

委員　　はい。わかりました。

部長　　６ページの方はいいですか。７ページの方は、推進方針。

委員　　個人情報保護条例というのがしっかりできているので、それに基づいてというところはいいと思うのですけれども。下のいっぱい線が引いてあるところですが、取り扱いのところに、例えばその個人情報収集にあたっての、システム利用の制限というのはあるのですけれども、個人収集の制限、例えばその、過度に個人情報を収集する必要性はないわけでね、必要がない個人情報を収集する必要がないというのを入れた方がいいのではないか。あと、集めた個人情報を廃棄するということも、不必要になった場合はすみやかに廃棄しますとか、保護条例には入っているのでしょうけど。

事務局　行政情報は住基から取って、いろんな部署が取りにくるのですけれども、例えば国保であるとか、介護であるとか、それを管理するところもあります。廃棄も定期的に行っておりますが、逆に法律上廃棄できない場合もあるのです。そういうこともあって、この中にかいてあります。この管理運営規定や、ポリシーなんかに基づいてやる。これはどちらかというと、行政内部向けのことです。先回のは、セキュリティー体制で、一般的に書いてあるのですけれども、その規定に基づいてやるということで大丈夫だと思います。

委員　　規定と条例を順守するということでわかりました。

部長　　よろしいですか。個人のプライバシーのところ、情報の事に関連してですが、今の基本方針の中で、行政が持っている個人情報の中に、関係なくなったらすぐ削除するというのが本当に的確に行われているだろうか。個人の不利益になる情報がいつまでも残っているのではないかと。例えば、死んだ親が残っているとか、そういうようなことが残っていないか心配しているという話を聞きましてね。こういうことは方針には書けないのかもしれませんけれど、的確にやっていただかないとね。

委員　そうですね。個人情報保護条例なんて、紐解いて読まれる市民の方なんておられないと思うのですよね。人権施策基本方針は、手にとって見るものじゃないですか。そっちに書いてあるのでというのもわかるのですけれども、こっちにも明記してあったら、ちゃんとその情報収集までにまとめているわけではなくて、管理されていて、なくなったらちゃんとしてくれているのだなと安心するというか、そういう気がしたのですよ。

部長　　ちゃんと、情報削除のゴミ箱に本当に行っていればいいですけれど、いつまでも残っているのではないかという心配を持っておられる人がかなりある。他でそういう話をさせてもらったことがあるのだけれども、やっぱりそれも気になるのですよ。いつまでも残っているということがね。例えば、刑罰を受けたことや、あるいは処分を受けたような情報がいつまでも残っていないだろうかという心配をしておられる人も結構ありますよ。ここにね、訂正や利用停止を請求することができるようになっているのだけれども、いちいち本人の方から申し出をしなくても、亡くなったら亡くなったということをはっきりと、その人の関する情報というものを全部削除してもいいのではないかと。そういう情報というもの

は的確な時期に削除してもいいのではないかと困るという事が、私が前回の基本方針でこのテーマを担当させてもらったときにありました。

委員　　不要になった場合はと一文いれてはいけないのですかね。

事務局　それはうちではわからないですね。

委員　　確認していただいたらいいです。なんかどこかにあったじゃないですか。個人情報の束をどこかのゴミ箱に捨てたとか、そとのゴミ収集所に包んだままでポイ捨てしたとか問題になっていますよね。廃棄するにしてもいろいろなやり方があると思うのです。そういうことをされては困るわけでね。安心感が大事ですよね。

部長　　私がいっているゴミ箱とはパソコンのゴミ箱。

委員　　パソコンのゴミ箱は復元できますよ。

部長　　そうか。そのへんは詳しくないけれども、要するに勝手に削除されることにならないとね。死んでも人権を侵害することになりかねないし。必要なものだけ残すということに。委員さんよろしいでしょうか。

委員　　いいです。

部長　　次は、８ページのその他の人権問題として、先回アイヌの人々のところは、ほぼ事務局案でいいということでしたが、なにか加わっていますね。

事務局　委員から事務局案をメールで事前に送っておりましたところ、３番のアイヌの人々のところでこの一文いれたことによって OK ということになりました。先回の議論は、アイヌといっても、ウィルタとかギルアークとかいろいろあって、それは要するに、「マジョリティーが、自らの民族性を無色透明であると考えているという多くの鳥取市民の問題を取り上げなければならない。」ということをいわれておられたのですけれども、アンダーラインの部分を入れたらいいという回答が返ってきました。

委員　　事例が少ないというのは何をさすのですか。

事務局　アイヌの方が少ないということです。

委員　　「事例が」というのがなにかちょっと。

部長　　「鳥取市においても、この問題の本質をとらえ～」でいいでは。多い、少ないは問題でない。

事務局　　わかりました。

部長　　はい。それで、委員の案はいいですね。では９ページのインターネットにおける人権問題に行かせてもらいます。

事務局　　２回目で、委員の方から意見いただいておりまして、現状と課題で特に変えているところは、下のアンダーラインを引いているところです。施策の推進方針を２つに集約しました。できるところと、できないところの仕訳をしました。真中のところからみますと、一番目の〇のところです。人材育成というのは難しいのかなというところです。学校や家庭や地域で啓発をするということにさせていただきました。二番目ですが、相談対応専門家の育成、有害情報の監視、被害者のケアとありますが、先回８月23日に県の家庭地域教育課に訪問して状況を確認しました。有害情報の監視は県がされておりまして、市にも情報が来るということと、それに対して委員さんも監視されておりまして、教育委員会とも相談いたしましたが、市独自でするのは難しいという結論でございます。３番目のインターネット依存予防プログラムは、どうしていいのかわからないというのが本音です。ということで、２つにまとめたことであります。

委員　　これだと、対策とともに啓発に取り組む必要がありますと書いてありますけど、対策はなにも取り組んでないですよ。啓発に取り組む必要があります、だけになってしまいますよね。

事務局　　啓発ということですけども。

委員　　例えば、今、重大なネットいじめが起きた場合は、どういう対応をされるのですか。

事務局　　県から情報をもらって、学校にいくようです。

委員　　県ではなくて、鳥取市の誰かが発見して、鳥取市とか鳥取市教育委員会に通報した場合とか、発覚して市が初めて知った場合はどういう対策をとられるのですか。

事務局　　通報があって、現状把握した上で考えていくと思いますけれど。

委員　　そういうことをやっぱり考えていった方がいいと思うのですよね。人命にかかわるような事例も出てくるかもしれないわけで、その辺をきっちりと入れていくべきでないかと思います。市長もいじめ問題に取り組むといわれましたし、そういったところは、もう少し具体的に入れてもいいのではないかと思います。たしかに県はしているのですけど、県とは関係なく、鳥取市で事例が発生して、鳥取市は初めてその事例を受け止めた時に、鳥取市としてどうするのかというビジョンを、しっかり示しておくべきだと思うのですよね。これだけだと、啓発だけをやりますよということになってしまうので、今いじめ問題が起きたときに対応できない。だから例えば、「インターネット上での人権侵害に対しては、関係機関と連携して相談に応じるとともに～」と書いてありますが、今後もう少し具体化して、「インターネット上での人権侵害に対しては、関係機関と連携して即座に対応し、例えば人命にかかわる可能性

がある場合は、対策チームを設置するなどして、解決に向けて被害者の相談に応じる、あるいは被害者の対応をするなど、処置をすみやかに行います。」ぐらいのことは書いてもいいのではないかと思うのですよね。対策チームというのは、そんな難しいチームでなくてもいいのですよ。学校の先生と、カウンセラーとか、私のような専門委員とか、そういう人達で対策チームを作って、即座に対応する。それで人命に関わる場合はもっと踏み込んで行う。そういうことを、人権問題の対策というのであれば、それくらい踏み込んで行うとしてもいいのではないかなと思うのですけれども。たぶん啓発だけでは、これから起きてくる問題には対応しきれないと思うのですよね。確かに県がやっていますけれども、県がやっている事も十分ではありませんし、この前の議事録を読ませていただいたら、ケータイインターネット推進員が９０人と書いてありましたが、実際に動いているのは２０人もいないのですよ。東部では、私ともう一人くらいです。なにかあれば県に相談したらいいという状況だけではなくなってくると思いますし、人権侵害が発覚した時の対応というのは、具体的に考えていただいてもいいのではないかなと思うのですけどね。今の段階で出来ないということであれば、出来る方向に一緒に考えていけたらと思います。私は今、子どものいじめ問題に対応するためのＮＰＯを立ち上げようとしていますので、またそういったＮＰＯが立ち上がりましたら一緒に考えていってもいいですし。対策とともに啓発に取り組む必要があるといわれるのであれば、対策というところをもう少し考えてみていただきたいと思います。どう思われますか。

委員　　そう思います。私はさっきの部落問題のところでもね、調査研究事業をするにしろ、差別事件は発生した時にどうするかということも研究課題なのですよ。そのこともなかったので、修正案にはそういうことを入れた方がいいなと思ったのです。もう一つは先ほどいわれたとおりだと思いますし、あわせて、相談事業の中の一つにでも、そういう育成、専門とか相談を受ける機能体制をつくるための整備づくりに努めますとかね。鳥取市として、そういうことが必要ではないかと思うのです。できないではなく、しなければいけない課題なのです。

委員　　本当に思います。

委員　　人権福祉センターでも、そういう専門家を育てたらいいじゃないですか。課題の一つとしてね。

委員　　専門家をすぐに育成するのはなかなか難しいとは思うのですが、外部に頼っても全然構わないわけですよ。ただ、頼るのだったら、どういうルートで被害に対応していくのかというのは、やっぱり明確にしておくべきだと思います。ネットいじめが発覚した、そしたらそれは軽微な内容であるか、あるいは人命にかかわるものであるか、人命にかかわる場合であれば、対策チームを設置して対応する。軽微な場合は、学校に通報する。そういう明確なものをそろそろつくるじゃないかなと思います。もしかして、明日にでも起きるかもしれないから、もう少し踏み込んで。

部長　　それと、二つ目の○の、国に対して、差別・人権侵害の防止策を求めます。

事務局　　これは、法律請求を要望しているものです。

部長　　なんか、いいまわしが、ただ推進方針だからな。市は求めるだけでいいのか。国に法律制定要求はいいのだけど、頼むだけではどうなのか。そういうことを要求しながら、差別・人権侵害の防止に努めますとかいうことでないと、市の施策ではないのではないか。

事務局　「法律できるまではなにもしません。」というふうにとれるということですね。

部長　　求めた結果、市としてどうするか。作れだけにしか聞こえない感じがするということ。

委員　　例えば、今の話の流れで、私は、いますぐ専門家を育てとはいわないが、それくらいの気概で臨まないと対応できないですよね。例えば、いろんな相談箇所に、インターネット上にこんな風に私のことが出されているのですと相談があったときに、それはどこに繋ぐのですか。鳥取市のどこがそれを受けるわけですか。ものによっては学校教育課、ものによっては人権推進課、具体的にはどういう対応をされるのですか。というようなことも含めてないのです。

委員　　今の状態だとたらいまわしになる。

部長　　逆にいうと、なんのためにそれを国に求めていくかがわからない。

委員　　これはわかるのです。今は例えばとっとりループのブログや書き込みについても、法律でこういうところが人権侵害にあたるとか刑罰があってしかるべきなのです。でもないのです。だからやりたい放題されているわけでね。だから、それを国に求めていくのはありだと思う。一つの方法として、アクションとしてやっていただきたいことです。市町村として。だけどそれだけではない。

委員　　たぶん、部長も委員も私も、鳥取市としてなにをやるかというところがないことで、ただ啓発だけではだめですよと。特にこの情報化社会というのは、どうしてもその対応がもとめられるという状況なのでね。今人権問題が起きている時に。

委員　　専門家の育成はできないですよ。

部長　　防止するために国に制度を要求していくというのと、こういう書き方されているけど「求めます。」で終わりだからな。

委員　　一つは委員さんがおっしゃったみたいに、例えば様々な人権侵害を受けた、インターネット上で差別を受けた、こういうような相談が来た場合に、関係機関と、それは県であろうと、国であろうと、ＮＰＯであろうと、そういうところと連携して対応策に臨みますとかね。様々な問題解決できるように併せて検討委員会を設置しますとか。そういうことをかいたらどうですか。そういうことが欲しいということだと思うのです。

委員　　対策チームを作りますとか。

部長　　防止に努めますとか。他の機関と連携して救済に努めますとか。

委員　　インターネット上の人権問題は、予防だけではだめなのですよ。特に啓発なんていうのは、５年先とか１０年先のことですよね。そうではなくて、今すぐできる、即時的な対策を入れるべきではないかなと思うのですよね。

事務局　　対策のところで、関係機関と連携して、相談窓口等を設置しとか、まだ具体化できなので検討しますとか、努めますとか、そういう形になるかとは思いますが。

部長　　努力目標でもしょうがないけど。努めますぐらいは入れた方がいいのではないか。

事務局　　委員の要望で２番目のところは、出来るところは記述してみます。

委員　　あと１番目も、「啓発を推進します。」なのですが、教育という言葉をいれていただきたい。情報教育、啓発。教育と啓発って一緒ではないですよね。

部長　　教えるということだな。モラル向上のために。

委員　　前回の議事録にも書いてありましたけど、結局、知識・認識がないことが一番の問題ではないですか。そうなのです結局は。それを教えるのは、啓発とはまた違うのです。教育なのです。その言葉もいれていただきたい。

事務局　　例えば、委員さんを講師で及びしたときは、教育になるのですか。

委員　　そうですね。私は、教育と啓発の両面からお話しています。

部長　　はい。ではここも書き直しですね。

事務局　　また、お力をお貸しください。

委員　　はい。いま申し上げた内容でメールいたしますので。

部長　　そんなことでまとめてください。それでは、あと拉致問題については前回話をして、市の施策としては合わないのではないかということで、削除してはどうかというようなことがございましたけれども、最終的にそこにまとめていただいておりますので説明をお願いいたします。

事務局　　委員からの５番目で、これを提示したうえでは、委員の意見としては、結果にはなっていないということですが、法に公共団体の責務という部分がございまして、世論の啓発という部分があるので、アンダーラインを加えたうえで、１６番「拉致問題」ということでいれたいということでございます。

これ以上のことは書けないのですが、国の方は追加になったし、啓発はしている。人権問題を矮小化しというところがよくわからないのですが。

委員　　逆にいうと、拉致問題をどういう観点で人権と位置付けているかという意味合いだと思うのです。私はあらためてそこを考えないといけないのではないかという提起だと思います。辞書引いてないのでわかりませんが、あらためて私もこれを見ながら、拉致とはそもそもどういう意味なのだろうかと。結局、本人の同意なしに連れ去るという事でしょう。現象を見て考えたときには。そしたらそれは今回の北朝鮮に連れ去られた人々だけの問題ではなくて、例えば誘拐だってそうですよね。

委員　　拉致とは個人の自由を奪い、別の場所へ強制的に連れ去ること。

委員　　拉致問題とあげたときに、北朝鮮に連れ去られた家族だけのことを本当にいっていいのかとか。それを含めて、あらためて私自身が考えさせられたのです。

委員　　誘拐の一種と書いてありますね。

委員　　通常浮かぶのはそれですよね。もう一つは、政治問題としてとらえられる場面が結構あって、具体的に人権という観点でどう位置付けたらいいのかというところが、不鮮明な部分があるだけに、どう位置付けたらいいのかという提起なのではないかと受け止めたのです。

部長　　矮小化というのはさっきの話のように、北朝鮮と日本の問題だということだけにしてはいけないということを委員はいわれているのではないか。今出ていたように、誘拐もそうだろうし、昔の人攫いだとか、人身売買だとか、そういうことにもつながるので。

委員　　性奴隷の問題だってそうです。

部長　　委員には見てもらったのですね。現状と課題を。

事務局　　はい。委員さんは項目にせずに外した方がいいといっておられるのです。取り組むべき課題はあるだろうけど、市の人権施策基本方針としてはどうか。別立てで積極的に取り組んだ方がいいといっておられますけども。それは委員さんにお任せします。全体で検討してもらえたらいいです。

部長　　尚の事、県内にも松本京子さん云々というような、このことだけにして人権問題になじまないという話は前回したのだけどな。たまたま北朝鮮であっただけで、最近でも子どもの誘拐とか殺人とか国内でも起きているし。県と国と市はこれでいいのだろうけどな。

事務局　　県は、基本方針の項目には入れていない。国は後だったです。

部長　　北朝鮮との国どおしのことがあるだろうし。これだけの問題にするのだったら、むしろ市や県が、これを人権問題として。

委員　　どういう書き方がいいのかわかりませんが、拉致問題という言葉がはずせないのだったら、はずせないような表現をすればいいけれど、総じて全体的にいえるような文言で締めくくるとか、そんな風なことでもいいのかもしれないなと思います。

事務局　国の方は、北朝鮮当局となっているので。

委員　　拉致問題という項目でここではあがっているのだけれども、拉致の問題だけに限らず、最近でいうと沖縄差別の問題があったり結構ずっといわれているじゃないですか。新聞にも取り上げられているし。特に、このオスプレイの配備をめぐって、より自分達が差別されているという実態。そういう問題を、全体を網羅するといったら変だけど、その他に入れるのはよくないということだったけど、一つずつ細かく取り上げるのが難しいような課題については、様々な問題がありとか、それについて解決できるような、啓発活動に取り組んでいくというような表現ではいけないかなとか思ったというところなのです。

部長　　今の方針ではその他となっている。その他の人権問題ということで。今回はそれを一つずつ項目立てしたのだけれども、拉致問題だけといわずに、もしするなら、拉致誘拐問題とか。それに似たような表現でわかりやすい、しかも身近な誘拐問題だとか。そういうことを取り上げるのなら。拉致問題で大方の人は北朝鮮との問題との理解しかないからな。

委員　　誘拐問題とは思わないですね。

委員　　でも、現象は誘拐だから。むずかしい。

事務局　その他で、まとめてしまいますか。他のことも含めて。今いわれたような項目以外のことも。

部長　　その他の問題として、こういうことがある・・とか。

事務局　市としては書きにくいですね。取った方がいいのでは。取ってしまいますか。

部長　　やめた方がいいのではないか。

委員　　委員さんは取れといわれているのですよね。

事務局　そうです。

委員　　先回も、取った方がいいのではないかという意見だったのですよ。ただ、国の施策や、県の施策にのっているからということで、事務局の方がやはり入れられたものでしょう。

事務局　　法にはいっているのでということです。別枠でやらないといけませんが。

部長　　県の方はまだ入れてないだろう。

事務局　　県はまだです。法が変わったのは去年です。

部長　　それでは、やめましょう。それで、新しく事務局の方から提案していただきましたが、１１ページの災害時における人権問題ということでございます。被災地のみならず、日本全国に対応が求められておりますし、そういったことを考えて事務局の方から提案していただいておりますので、説明をしてください。

事務局　　災害時における人権ということで、いろんな見方・観点があろうかと思いますけれど、いわゆる災害時要援護者に配慮することで、一般被災者についてもより良くなるという視点です。例えばあと風評被害まで言及していて鳥取市としてどうかということを考えた場合に、市ができる範囲といいますか、そこを中心に書いたところです。初めてですので朗読させてもらいます。

災害時における人権問題

（1）　現状と課題

３．１１東日本大震災、福島原発事故、平成２４年８月の和歌山県での水害等相次ぐ災害は、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人、妊婦等いわゆる災害時要援護者への配慮が重要という課題が得られました。また、災害にあった人は「被災者」とひとくくりされがちですが、性別、年齢、障がいの有無、国籍や母語の違い、家族構成や就労状況により必要とされる支援は異なります。

例えば、災害が発生した時の情報伝達においては、視覚・聴覚障がいのある方、日本語の理解が難しい方等への対応が必要であるなど、避難時、避難所での生活時等、それぞれの場面でいのちを守るため、災害対応の時系列にどんな対策が必要とされるのか、そしてそのために日ごろから準備できるものはなにか想定し、備えておくことが、震災や大火や水害を経験している鳥取市においても必要です。これらに対応するためには、普段から行政だけでなく地域においても災害要援護者への視点を持って対策を考え備えることが求められます。

（2）　施策の推進方針

○災害発生時やその後の情報伝達においては、防災行政無線、携帯メール、携帯エリアメール、自主防災組織等による臨戸伝達、車による広報等災害弱者にも配慮した色々な伝達媒体を利用できるよう計画します。

○市民の災害対応力の向上（共助）では、災害対策への災害弱者支援の観点も含め理解の醸成を行い、地元との防災訓練等を通した実践的な防災知識や能力と自主防災組織の体制充実を図り、災害時要援護者支援制度により自治会や自主防災会の協力をいただきながら共助の体制づくりを推進します。安心安全な避難ができるよう、施設のバリアフリー化や介護、語学ボランティアの活用や、プライ

バシーへ配慮した受け入れ態勢の整備に努めます。

委員　　私は、被災地への人権問題とか、風評問題、差別とか、そういったことも盛り込んでおられるのかと思いました。これは、なんか防災マニュアルみたいになっています。もちろんそうなのですけど。でも、人権施策に入れるのだったら、それは入れないといけないのではないですかね。

事務局　　被災地への支援。

委員　　支援ではなくて、差別です。

委員　　例えば、福島差別という、原爆に基づいて差別ということがあるでしょう。それは例えば、広島・長崎の原爆とか、例えば公害による差別の問題等、類を一にするじゃないですか。それがまた福島でのあらたな差別として起きてきているという。そういう観点から、そういうことを踏まえながら二度とそういう差別が起こらないような仕組みや啓発をするとかを含めて、そういうことも書かないといけないのではないか。そういう意味合いだと思いました。

委員　　私もそう思っていました。

委員　　それも必要ではないかということですよ。

事務局　　相談の方に追加してはどうかとも思いましたが。具体的にどうしましょう。

委員　　具体的に福島と書かなくてもいいですけれど、被災者への差別や偏見があってはならないということを。

事務局　　では、具体的に施策としてはどうしましょうか。

委員　　そうですね、教育ですね。啓発ではないですね。

委員　　問題は、害があるとかないとかではなくて、そういう人々を排除する行為があってはならないということです。もう一つは、例えば、今鳥取市でそういうことがあった場合に、医療体制を整えたりすることとかも必要な施策ですよね。だから、今鳥取で、そこから踏まえてできることはどういうことかなどを、もう一度整理して加えてもらいたいということです。

委員　　人権施策だったらそこは外せないと思うのですけれども。一番入れてもらいたかったのです。

事務局　　個別で、総論３章のところでありますよね。そちらで書かせてもらっても。そこはまだ書いておりませんけども。今４章ばかりをやっておりますが。少し広がりすぎて、どのように書くか難しいです。

委員　　広がりすぎることはないと思いますが。ここに書いたらいいじゃないですか。

委員　　また、被災地に対する不当な差別や偏見を持たれることがないよう正しい知識を身につけることを。

事務局　それは、原発事故ということでの被災地の差別でしょ。普通の災害の時に、被災地の差別はない、原発ということがあるから、今差別が起きているのではないですか。だったらそれは、災害というのではなくて、それこそ福島原発事故に対する人権問題になってくるのでは。

委員　　災害をどうとらえるかということですが。原発事故でも災害ですか。災害時における人権問題ですから。今起きているのは何かというと、一つは原発事故を基にした差別という問題。もう一つは災害要援護者に対しての支援が十分でなかったということを踏まえて、どうしたらいいのかということが書きたいという、大きくいえばこの２つだと思うのです。一方は書かれているけど、一方は書かれていないというのが委員さんの提案ではないかと思います。それは私も入れるべきだと思う。

委員　　原発での差別というのは、私たちの予想もしていなかった新たな差別ですよね。

委員　　差別禁止法を求める市民委員会というのが、インターネットを開いたら出てきます。そこが、政府に対して、「福島差別に対する対応問題について」というのを出しています。それには、けっこう完結にまとめられた部分があるので、これを参考にしながらここを盛り込まれたらいいという気がするのです。それは全て書けというのではなくて、そこからこんなことができるなということがあれば、書いたらどうでしょうか。

事務局　　現状と課題のところに「また、原発事故においては～」とか入れて、施策は鳥取市では教育・啓発ですよ、といった書きぶりですか。

委員　　あと、文書の２行目に和歌山県での水害等と書いてあるけれども、和歌山県だけのことを挙げるのは、あんまりじゃないかなと思うのですが。

事務局　　最近で、時間雨量最も多く降ったものです。

委員　　兵庫県でもすごいのがありましたよね。熊本でもそうですし。

事務局　　最近の水害としておきましょうか。

委員　　一つだけ挙げてあるのはおかしいなと。

事務局　　直近の大水害が例に挙がっているのですね。だから等としてある。

部長　　水害のことだけども、以前は、鳥取あたりでここ５０年間振り返っても、せいぜい５０ｍとかだ

ったのに、最近はもう時間雨量が１００m以上とか、想像できないようなゲリラ豪雨というか、スポット豪雨というか、信じられないような豪雨になっている。それがもたらす被害というのは、台風などの被害と違って、ある地域だけがスポット的にやられる。和歌山に限らず、いろいろなことが非常に最近増えてきている。例えば、日本で竜巻ということは起こらないと思っていたが、起こったりしている。いろんな激変した災害が増えてきている。そういう書き方がいいのでは。それから、東日本大震災や、原発もいいのだけれども、はじめに書かれるとそこを特定されがちになる。特に災害というのは、いろんな災害があるわけで、例えばこうだというのはいいけれど、水害のところは、和歌山に限らず、過去になかったようなゲリラ豪雨というか、そういうもので被災されるということが非常に多い。長雨だったり、猛暑が続いたり、そういう被災もあるだろうし。以前の災害と最近の災害では雲泥の差がある。県内でも雨が７０、８０mと降るようになっている。雨の降り方も変わってきている。

委員　　施策の推進の方で、３つありますが、担当課はどこですか。

事務局　　危機管理課です。

委員　　災害要援護者はどこが担当ですか。

事務局　　障がい福祉課です。

委員　　これらと相談されていますか。

事務局　　危機管理課を通して、連携して、地元の方で名簿づくりとかされているとうかがっています。

委員　　問題として私がすごく感じているのは、この前の市民集会でも映像作家の今村さんがいわれたと思いますが、当事者が情報をしらない。あの場面でいうと、情報を確認することができなかった。伝達手段の問題もあれば、そこに視点が行っていないというね。そういう日常生活での場面が反映されたことであるとかあったけれど、そこから踏まえていえることは、その当事者が、元々どこに行ったらいいのかということが、理解されている環境が整っているということでしょ。大事なことは。だからこそ、それが名簿作りになっているとか、そういうふうにしているのだと思いますけれども。だから大事なのは、その当事者を交えて当事者が理解できる仕組みをつくるということ、災害当事者がきちんと理解できるように仕組みをつくるとか、整えていくということが施策の中に必要ではないかなと思うのですけれども。

事務局　　要援護者支援制度を説明するということですか。いっておられるのは。その制度で実際もう動いておるようですが。

委員　　それはもう当事者を含めて作ってある訳ですね。町の防災ってね、割と当事者抜きなのですよ。名簿はつくるけれど、当事者抜きでされているとかね。

部長　　この制度では、抜きという事はない。承諾してから登録して、あなたは災害があったときは援護しましょう、という契約みたいなものだな。ところが、実態は、「ほっといてくれたらいい。わしは人の世話にならない。」という人も結構いて、なかなか難しいのだ。

委員　　なかなか難しいし、うちの母親も高齢者でね、足腰が弱くて「何処までいきんさい、連れて行ってあげるけ。」と近所の人がいってくれるが、「うちは置いといてもらったらいい。」という。なぜかといったら、一人では歩いて行けないし、人に連れて行ってもらうということは、その人を巻き添えにする可能性があるからだという。だって、本当に地域で逃げるところなどない。それが今の当事者にとっての問題だ。

部長　　この前の市民集会でもあったが、あの時に私がつくづく感じたのは、聴覚障がいの人は、今何が起こっているかわからないということ。これをどうするかという事だと思う。今起こっている情報が入ってこない。そのことが一番問題だと思う。

事務局　　例えば、携帯エリアメールで聴覚障がいの方はカバーできる。

部長　　振動させればいいだけな。

委員　　東日本大震災の時は、メールが使えなくなりましたけどね。

事務局　　それもありますけれども。

部長　　それと一番上のところですが、「計画します。」ではなくて、「利用できるようにします。」ではいけないか。

事務局　　了解が取れていない部分があるので、全部が全部オールオアナッシングでない。計画してやるのですけれども、今の段階ではいいきれないところもあってこのような表現になっています。

部長　　「～ように努めます。」とか「～します。」ということをいいきらないと。

事務局　　では「～努めます。」にしましょうか。

部長　　出だしはやはり特定しないといけないかな。３．１１に。

事務局　　教訓を得たという部分では、特定してもいいのではないでしょうか。色々な配慮や、重要と思われる課題がありましたということで。

部長　　もっと出だしは、全般的な災害時ということをいって、「例えば」のところで現に起こっていることといういい回しにした方が。福島と和歌山に限定したようないい方に聞こえて。

事務局　　例えばこういったことが近年起きてとか、予想もできない災害が起きてとか。

部長　　そういうような被害が最近多いと。頻発しているということで。

事務局　　検討します。先ほど、委員両名からいわれた、原発事故による差別の問題については、ネットを参考に書き加えるようにさせていただきます。

委員　　全体見ていくと、施策の推進方針というところで、項目によってすごく詳しいところとさらっとしているところがありますよね。なにか、部落問題とインターネットのところがものすごくさらっとしているのですけれども。具体的な基本方針なのに、推進方針がすごく丁寧に示されているところもあって。その辺のバランスが悪いですね。

事務局　　そうですね。それは整合性を取らせていただこうかと思っております。各部会でやっているので、それぞれの思いがあってこうなっていますけども、バランスがとれるよう全体で精査させてもらいます。

部長　　内容もあろうけど、見たときに、現状と課題はものすごく長いけど、推進施策のところがさらさらとじゃ、ちょうとなんだか。文章の量で問題するわけではないが。

事務局　　事務局も意識しています。ただ全体的に短くしてほしいという思いがあります。

部長　　あまり短いといいたい事が見えてこないし。かといって長すぎても何がいいたいのかわからないし。難しい問題だな。委員がいわれるように、施策の推進方針は具体的にいえるところは、わかりやすいいい回しでお願いしたい。「伝えます。」とか「計画します。」ではなく、実際に「どうします。」といいきってしまうような文章でないと、あやふやなところがある。いいきって、それを推進するというのが基本方針ですから。

　では、災害時については、新しく項目として付け加えて、もう一度整理していただくということでよろしいですか。それでは、部落問題と個人のプライバシーのところですが、まとめの協力をよろしくお願いいたします。

事務局　　スケジュールですが、１０月に全体会を予定しておりまして、全部会に事前に送付させていただきたいと思いますので、委員におかれましては、出来たら早めに来週には頂ければと思います。それを持って、各課に照会したいという思いがあります。みなさんに送れるのが、１９～２０日、ぎりぎりになると思いますけれど。ですので、来週の１１、１２日までに頂けたら有難いと思います。

部長　　よろしくお願いいたします。それでは他にないようであれば以上で終わります。ありがとうございました。